

やんばるビジターセンター ガイドツアー約款

ガイドツアー 契約の部

第一章 総 則

(適用範囲)

第一条

- 1 やんばるビジターセンター（以下「当センター」といいます）が旅行者との間で締結する企画ガイドツアーに関する契約（以下「ツアー契約」といいます）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当センターが法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第二条

- 1 この約款で「ガイドツアー」（以下、「ツアー」といいます）とは、当センターが旅行者の募集のためにあらかじめ、もしくは旅行者からの依頼により、ツアーの目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができるサービスの内容並びに旅行者が支払うべき個人費用の額を定めたツアーに関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 2 この約款で「ツアー」とは、沖縄県内の旅行をいいます。
- 3 この約款で「通信契約」とは、当センターと旅行者との間で電話、郵便、電子メール、ウェブサイトのメールフォーム、その他通信手段による申し込みを受けて締結するツアー契約をいいます。
- 4 この約款で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当センターが使用する電子計算機、又は電話機（以下「電子計算機等」といいます）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

(旅行契約の内容)

第三条

当センターは、ツアー契約において、旅行者が当センターの定める旅行日程に従って、旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(手配代行者)

第四条

当センターは、ツアー契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を沖縄県内外の他の事業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることはありません。

(ツアーの企画)

第五条

当センターは、ツアー契約の申し込みをしようとする旅行者からの依頼があった場合は、業務上の都合がある場合を除き、当該依頼の内容に沿ってツアーを企画し、これを旅行者に回答します。また作成した旅行日程、旅行サービスの内容、個人費用その他の旅行条件及び当センターの責任に関する事項を説明し、これを記載した取引条件説明書面（以下「企画書面」といいます）を交付します。

第二章 契約の締結

(契約の申し込みと条件)

第六条

- 1 当センターが旅行者の募集のためにあらかじめ企画したツアー、もしくは前条の旅行者の依頼により企画したツアーの内容に関し、当センターにツアー契約の申し込みをしようとする旅行者は、当センター

所定の申込書（以下「申込書」といいます）に必要事項を記入の上、あらかじめ決められた期日までに当センターに提出しなければなりません。

- 2 当センターに通信契約の申し込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申し込みをしようとするツアーの開始日、その他の必要事項を当センターに通知しなければなりません。
- 3 前条の企画に、当センター以外の事業者が提供、実施する旅行サービスが含まれる場合、当センターは「単なる情報提供」を行っているものとして、その部分はツアー契約の一部とは見なさず、個々の契約については旅行者自身が該当する事業者と直接契約するものとします。
- 4 当センターが旅行者とツアー契約をする場合、参加旅行者全員が「旅行傷害保険」またはそれに類する保険にすでに加入している、もしくは出発までに加入することを、締結の条件とします。保険の補償内容については、募集申し込みに対する回答時や前条の企画回答時に当センターより説明します。
- 5 当センターでは参加される旅行者のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな、満6歳以上12歳未満の方はこどもとして扱います。他の事業者による年齢区分は、各事業者の規定に基づき、旅行代金はそれに従います。原則として18才未満の方の参加は親権者の同意を必要とし、16才未満の方は保護者の同行を条件とします。また、企画の内容によって、申し込み可能な旅行者の年齢に制限を設ける場合があります。
- 6 ツアーの参加に際し、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方など特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申し込み時に申し出てください。このとき、当センターは可能な範囲内でこれに応じます。また、現地事情や利用事業者等の都合により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他のコースをお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 7 前項の申出に基づき、当センターが旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。
- 8 旅行者の都合によるツアー中の別行動は原則としてできません。
- 9 お申し込みの段階で、先約、定員オーバーその他の事由でツアー契約の締結が直ちにできない場合、当センターは、旅行者の承諾を得て、旅行者に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがあります。（以下、この状態のことを「予約待ち」といいます）この場合、旅行者を予約待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力をします。（予約待ちの登録は予約完了を保証するものではありません）ただし、「当センターより予約が可能となった旨を通知する前に旅行者より予約待ち登録の解除の申し出があった場合」または「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」、当センターは当該予約待ち登録を取り消し、お申し込みはなかったものとして取り扱います。
- 10 ツアー契約を、旅行者が交通手段を持たず、当センターの送迎にて申し込む場合。当センターでは、チャイルドシート等保護用装置の設備がないため、6歳未満の方は参加できません。
- 11 ツアー契約の催行日や催行人数、年齢等の条件は、原則として当センターのウェブサイトに掲示した日時、人数または年齢までとします。
(電話等による予約)

第七条

- 1 当センターは主な手段としてウェブサイトのメールフォーム、また補助的な手段として、電話、郵便、電子メール、その他の通信方法によるツアー契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当センターが予約の承諾の旨を通知した後、当センターが定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当センターに申込書を提出又は必要事項等を通知しなければなりません。
- 2 前項の定めるところにより申込書の提出があったとき又は必要事項等の通知があったときは、ツアー契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。

3 旅行者が第1項の期間内に申込書を提出しない場合又は必要事項等を通知しない場合は、当センターは、予約がなかったものとして取り扱います。

(契約締結の拒否)

第八条

当センターは、次に掲げる場合において、ツアー契約の締結に応じないことがあります。

一 当センターもしくは利用する事業者があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

二 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。

三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

四 参加旅行者全員が「旅行傷害保険」またはそれに類する保険に加入する意思がないとき。

五 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者から必要事項の通知がないとき。

六 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

七 旅行者が、当センターに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

八 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当センターの信用を毀損し若しくは当センターの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

九 その他、当センターの業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

第九条

1 ツアー契約は、当センターが契約の締結を承諾し、第六条第1項の申込書を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当センターが契約の締結を承諾する旨の通知を発した時（電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時）に予約が成立するものとし、その後、旅行者が第六条第1項又は第2項に定めた申込書を提出又は通知し、当センターがこれを受理した時、契約が成立するものとします。

3 予約待ち登録をした旅行者については、当センターより予約可能になった旨を通知し、旅行者がこれを承諾、必要事項を通知したときに契約が成立するものとします。

(契約書面の交付)

第十条

1 当センターは、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、個人費用その他の旅行条件及び当センターの責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）を交付します。

また、第五条により企画書面が交付されており、その内容に変更がない場合は、これをもって契約書面の一部とします。

2 当センターが、ツアー契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(確定書面)

第十一条

1 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、受けることのできるサービスの内容等を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定のサービス内容を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にツアー契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます）を交付します。

2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当センターは迅速かつ適切にこれに回答します。

3 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当センターが手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条

1 当センターは、あらかじめ旅行者の承諾を得て、ツアー契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、個人費用その他の旅行条件及び当センターの責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当センターの使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限り）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(旅行代金)

第十三条

1 ツアー契約に関する代金（企画、手配、ガイド経費、その他書面で表示したもの）は、原則無料とします。ただし旅行者は、傷害保険料、施設利用、飲食、買い物、他の事業者が提供するサービスの利用料、送迎にともなう燃料代等、その他ツアーに必要な個人費用は各自で負担することとし、旅行開始日までの契約書面に記載した期日、または旅行当日に該当する金額を支払わなければなりません。また、上記費用は旅行者の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはしません。

2 前項の他の事業者を支払う費用に関して、当センターでは立て替えや代理しての受け付けまたは支払いなどの取り扱いは、一切行いません。（ただし、保険契約手続きに関するものを除きます）

3 当センターは、ツアー契約における代金の支払いに、クレジットカード利用など現金以外の方法によるお支払いを受け付けることはできません。

4 ツアー契約と関係なく、旅行者が当センターまたは他の事業者、諸団体に「寄付」・「厚意」等を申し出る場合、その金銭は旅行者本人の希望に沿って取り扱うものとします。

第三章 契約の変更

(契約内容の変更)

第十四条

当センターは、天災地変、戦乱、暴動、事業者等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、交通の渋滞、当初の計画によらない事業サービスの提供、その他の当センターの関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他のツアー契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更することがあります。

ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(旅行代金の額の変更)

第十五条

1 ツアーを実施するに当たり利用する事業者について適用を受ける料金（以下この条において「適用料金」といいます）が、著しい経済情勢の変化等により、ツアーの募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当センターは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

2 当センターは、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、その増額又は減額される金額の内容がわかりしだい、ツアー開始日以前のなるべく速やかな時点で旅行者に通知します。

- 3 当センターは、第1項の定める適用料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 4 当センターは、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料、その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用を含みます）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、事業者等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、サービスにかかわる諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行者がツアー中に負担する費用の額を変更することがあります。
- 5 当センターは、事業者等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、ツアー契約の成立後に当センターの責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

(旅行者の交替)

第十六条

- 1 当センターとツアー契約を締結した旅行者は、当センターの承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- 2 旅行者は、前項に定める当センターの承諾を求めようとするときは、電話、郵便、電子メール、その他の通信手段により、所定の事項を当センターに通知しなければなりません。
- 3 第1項の契約上の地位の譲渡は、当センターの承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、ツアー契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該ツアー契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第四章 契約の解除

(旅行者の解除権)

第十七条

- 1 旅行者は、取消料を支払うことなく、いつでもツアー契約を解除することができます。
(旅行者の都合による出発日の変更、予約した旅行サービス提供事業者等の変更については、旅行全体の取り消しとみなします)
ただし、ツアー中に利用することを予約していた他の事業者があり、その事業者が取消料、違約金を必要とする場合は、それに関わる金額、その他の事項は各事業者の規定に基づき請求されます。
- 2 旅行者は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなくツアー契約を解除することができます。
 - 一 当センターによって契約内容が変更されたとき。
(ただし、その変更が「別記1」欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります)
 - 二 第十五条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 三 天災地変、戦乱、暴動、事業者等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 四 当センターが旅行者に対し、第十一条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
 - 五 当センターの責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当センターがその旨を告げたときは、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

4 前項の場合において、当センターは、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る費用を旅行者に請求しません。

ただし、前項の場合が当センターの責に帰すべき事由によらない場合においては、当センター以外の事業者による旅行サービスに対して取消料、違約料、その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額は旅行者に請求されます。

(当センターの解除権等-旅行開始前の解除)

第十八条

1 当センターは、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前にツアー契約を解除することがあります。

- 一 旅行者が当センターがあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、保険加入、その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- 二 旅行者が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- 三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- 四 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- 五 参加旅行者の人数が、第六条第11項に示した最大催行人数を超えるとき。
- 六 体験を目的とする旅行における必要な天候等の旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 七 天災地変、戦乱、暴動、事業者等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当センターの関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 八 ツアー契約の締結において、旅行者からの申し込み、通知に虚偽の内容があった場合。
- 九 旅行者が第八条第六号から第八号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 当センターは、上記1に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日より前に
(事由がそれ以後に判明した場合は旅行開始前までのなるべく速やかなうちに)、
旅行を中止する旨をお客様に通知します。

3 旅行者が第十三条第1項の契約書面に記載する期日までに代金を支払わないときは、当該期日において旅行者がツアー契約を解除したものとします。

この場合において旅行者は、旅行サービスの提供の予約をしていた事業者に対し、前条第1項に定める取消料又は違約料を支払わなければなりません。

(当センターの解除権等-旅行開始後の解除)

第十九条

1 当センターは、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、ツアー契約の一部を解除することがあります。本項の適用に当たって「旅行開始後」とは、「別記2 補償規程」第二条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

- 一 旅行者が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- 二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための、ガイドその他の者による当センターの指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 三 旅行者が第八条第六号から第八号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 四 天災地変、戦乱、暴動、事業者等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、交通の渋滞、その他の当センターの関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

2 当センターが前項の規定に基づいてツアー契約を解除したときは、
当センターと旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当センターの債務については、有効な弁済がなされたものとします。
また、前項一において旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとった場合は、これにかかる一切の費用は旅行者の負担になります。

3 前項の場合において、当センターは、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービス部分に係る金額を除き、当該旅行サービスに対しての取消料、違約料、その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
(旅行代金の払戻し)

第二十条

1 当センターは、第十五条の規定により旅行代金が減額された場合又は第十七、十八、十九条の規定によりツアー契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

2 前項の規定は第二十九条又は第三十一条第1項に規定するところにより旅行者又は当センターが損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
(契約解除後の帰路手配)

第二十一条

1 当センターは、第十九条第1項第一号又は第四号の規定によって旅行開始後にツアー契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受ける場合があります。

2 前項の場合において、出発地に戻るために要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第五章 団体・グループ契約

(団体・グループ契約)

第二十二条

当センターは、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだツアー契約の締結については、その旅行者に対し本章の規定を適用します。
(契約責任者)

第二十三条

1 当センターは、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）のツアー契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
また、契約責任者および構成者の契約の締結条件に関しては、第二章各項の内容に準じます。

2 契約責任者は、当センターが定める日までに、構成者の情報を当センターに通知しなければなりません。

3 当センターは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当センターは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第六章 旅程管理

(旅程管理)

第二十四条

当センターは、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当センターが旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- 一 旅行者が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、ツアー契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- 二 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(当センターの指示)

第二十五条

旅行者は、ツアー開始後ツアー終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当センターの指示に従わなければなりません。

(ガイドの業務)

第二十六条

- 1 当センターは、ツアーの実施にガイドを同行させて、第二十四条各号に掲げる業務、その他ツアーに付随して当センターが必要と認める業務の全部又は一部を行わせます。
- 2 前項のガイドが同項の業務に従事する時間は、原則として1日につき8時間以内とします。

(保護措置)

第二十七条

当センターは、ツアー中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当センターの責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当センターが指定する期日までに指定する方法で支払わなければなりません。

第七章 責任

(当センターの責任)

第二十八条

- 1 当センターは、ツアー契約の履行に当たって、当センターが故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。
ただし、損害発生の日から起算して7日以内に当センターに対して通知があったときに限ります。
また旅行者が、当センターが「単なる情報提供」を行ったことにより契約した他の事業者が実施する旅行サービスに参加しているときに発生した損害について、当センターは主たるツアー契約の内容の一部として取り扱わず、当該事業者の責任及び旅行者の責任は、すべて当該事業者の定めによります。
- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、事業者等の旅行サービス提供の中止、食中毒、交通の渋滞、官公署の命令、その他の当センターの関与し得ない事由により損害を被ったときは、当センターは前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当センターが、ツアー契約により責務を負う範囲は、契約書面に記載しているツアー行程の出発地に参加旅行者が集合し受付をしたときから、当該帰着地で旅行を解散するまでとなります。

(補償)

第二十九条

- 1 当センターは、前条第1項の規定に基づく当センターの責任により生じた損害に対し、
「別記2 補償規程」に示す内容および当センターが加入している傷害、賠償の保険、
または旅行者自身が加入する旅行傷害保険の約款が定める適用範囲において補償を受けることができます。
それぞれの補償規程は、各保険会社の定めるところによります。
また当センターは、前条第1項の規定に基づく当センターの責任が生ずるか否かを問わず、
旅行者がツアー参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、
補償金及び見舞金を支払う場合があります。
ただし、旅行者がツアー参加中に被られた損害が、旅行者の故意、酒酔い運転、疾病等に起因する場合は、
これを支払いません。
また、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、
預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含む）、各種データ、その他これらに準ずるもの、
コンタクトレンズ等の貴重品類は、補償対象除外品として損害補償金を支払いません。
- 2 前項の損害について当センターが前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて
支払うべき損害賠償金の額の限度において、当センターが支払うべき前項の補償金は、
当該損害賠償金とみなします。
- 3 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当センターの補償金の支払いは、当センターが
前条第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる
補償金を含みます）に相当する額だけ縮減するものとします。
また、補償金の支払いと損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは
その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。
- 4 当センターは、旅行者の同意を得て金銭による補償金・損害賠償金の支払いに替え、
これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

(旅程保証)

第三十条

- 1 当センターは、「別記1」に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（事業者等が
当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、事業者等の諸設備の不足が発生したことによ
るものを除きます）を除きます）が生じ、予定していた旅行サービスを受領することが
不可能となった場合、旅行に要する費用としてすでに旅行者から当センターに支払われている代金がある
場合は、その代金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻します。
ただし、当該変更について当センターに第二十八条第1項の規定に基づく責任が発生することが
明らかである場合には、この限りではありません。

一次に掲げる事由による変更

イ 天災地変

ロ 戦乱、暴動

ハ 食中毒

ニ 交通の渋滞

ホ 官公署の命令

ヘ 事業者等の旅行サービス提供の中止

ト 当初の計画によらない事業サービスの提供

チ ツアー参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

- 二 第十七条から第十九条までの規定に基づいてツアー契約が解除されたときの当該解除された部分に係る
変更

- 2 当センターが支払うべき払い戻し金の額は、旅行者1名に対して1ツアーにつき支払われた代金と同額をもって限度とします。
- 3 当センターが第1項の規定に基づき払い戻し金を支払った後に、当該変更について当センターに第二十八条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る払い戻し金を当センターに返還しなければなりません。この場合、当センターは、同項の規定に基づき当センターが支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき払い戻し金の額とを相殺した残額を支払います。

(旅行者の責任)

第三十一条

- 1 旅行者の故意又は過失により当センターが損害を被ったときは、当該旅行者は損害を賠償しなければなりません。
- 2 旅行者は、ツアー契約を締結するに際しては、当センターから提供された情報を活用し、旅行者の権利義務、その他のツアー契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当センターに申し出なければなりません。

第八章 ビジターセンター

(ビジターセンター)

第三十二条

- 1 当センターは、個人のボランティア運営による、旅行者のためにガイドツアーの実施や旅行その他の情報提供を行うための案内所（ビジターセンター）です。
- 2 旅行者がツアー参加中に、偶然の事故によりけがをした場合の多額の治療費、移送費等の必要性、または、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が困難である実情を考慮し、これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、ツアー契約をされる旅行者全員が、旅行傷害保険に加入することを、当センターにおけるツアー催行のための条件とします。

第九章 個人情報

(個人情報の取り扱い)

第三十三条

- 1 ツアー契約時に旅行者が通知する、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メール・アドレス、住所等の「個人情報」に該当する情報について、当センターは以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、旅行者に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。
 - 一 当センターは、旅行者が申し込みされる旅行サービスを手配するために必要な範囲で情報を利用します。また、当センターは、旅行サービスを提供する他事業者に対し、旅行者の氏名、その他の情報を、あらかじめ旅行者の承諾を得て電子的方法等で通知することによって提供することがあります。
(なお、これらの事業者への情報提供を希望しない場合は、当センターまであらかじめお知らせください)
 - この他、ツアー終了後のアンケートや感想の提供のお願い、統計資料の作成等で、旅行者の個人情報を承諾の上、利用する場合があります。
- 二 当センターは、下記の場合を除き、旅行者から預った個人情報を第三者に開示・提供しません。
 - ア 旅行者本人の同意がある場合。
 - イ 旅行サービス提供事業者に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合。
 - ウ 法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合。

三 旅行者から提供されない個人情報、旅行サービス手配に必要な不可欠な情報である場合、
当センターは、旅行者からのツアー契約の申し込みをお断りする場合があります。

四 個人情報の取り扱いに関する詳細は、当センターのウェブサイト

<https://yambaru-visitorcentre.com> に、「個人情報保護方針」として合わせて掲載します。

第十章 その他

(約款の基準日)

第三十四条

本約款の基準日については、最後のページに明示した日とします。

(諸費用)

第三十五条

旅行者が個人的な買物等をされた場合のそれに伴う諸費用、旅行者の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、旅行者の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用は旅行者の負担となります。

またこれらの費用については、原則として消費税などの諸税が課せられます。

(旅行者の買い物)

第三十六条

旅行中に個人的に商品などを購入される場合は、十分注意した上、旅行者ご自身の責任でご購入ください。ガイドに商品の選定を依頼されたり、後日、トラブルによる交換や返品等の責任は負わないものとします。また、特定の販売店や商品を紹介したり、サービスを受けることを推奨する行為も行いません。

(ツアーの再実施)

第三十七条

当センターは、いかなる場合もツアーの再実施は行いません。

別記1 契約内容の重要な変更 (第三十条第1項関係)

払い戻しが必要となる変更

- 1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更
- 2 契約書面に記載した訪問する観光地又は観光施設、その他の旅行の目的地の変更
- 3 契約書面に記載した旅行サービス提供事業者の種類又は会社名の変更
- 4 契約書面に記載した旅行開始地又は旅行終了地の異なる場所への変更

注1 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、上記を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

また、第十条により企画書面を契約書面とみなす場合も同様です。

注2 第3号に掲げる旅行サービス提供事業者の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

別記2 補償規程 (第二十九条第1項関係)

第一章 補償金等の支払い

(当センターの支払責任)

第一条

- 1 当センターは、当センターが実施するツアーに参加する旅行者が、そのツアー参加中に「ガイドツアー約款」第二十八条第1項に定める当センターの責任によって身体に傷害、損害を被ったときに、本章から第四章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に賠償のための補償金を支払います。

2 前項の傷害には、細菌性食物中毒は含まれません。

(用語の定義)

第二条

- 1 この規程において「ツアー」とは、ガイドツアー約款第一章第二条に定めるものをいいます。
- 2 この規程において「ツアー参加中」とは、旅行者がツアーに参加する目的をもって、当センターがあらかじめ企画した旅程によって提供される当該ツアー日程に定める最初の旅行サービスの提供を受けることを開始した時から最後の旅行サービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められたツアーの行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当センターに届け出ることの有無にかかわらず離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した時から後は「ツアー参加中」とはいたしません。
また、当該ツアー日程に、旅行者が当センターの手配に係る他の事業者による旅行サービスの提供を受けることが定められている場合において、その旨及び当該サービス中に生じた事故によって旅行者が被った損害に対し、この規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該サービス中は「ツアー参加中」とはいたしません。
- 3 前項の「旅行サービスの提供を受けることを開始した時」とは、当センターのガイドがツアー開始時に行う受付の完了時をいいます。
- 4 第2項の「旅行サービスの提供を受けることを完了した時」とは、当センターのガイドがツアー終了時に解散を告げたその時をいいます。

第二章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合 その1)

第三条

- 1 当センターは、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。
 - 一 旅行者の故意。
 - 二 旅行者の死亡補償金を受け取るべき者の故意。
 - 三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。
 - 四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故。
 - 五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。
 - 六 旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。
 - 七 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。
ただし、当センターの補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
 - 八 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは入監中に生じた事故。
 - 九 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）。
 - 十 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故。
 - 十一 前二号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
 - 十二 第十号以外の放射線照射又は放射能汚染。
- 2 当センターは、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合 その2)

第四条

当センターは、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

- 1 地震、噴火又は津波。
- 2 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

(補償金等を支払わない場合 その3)

第五条

当センターは、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当センターがあらかじめ定めたツアーの日程に含まれている場合であっても、補償金等を支払いません。また、各号の行為が当該ツアー日程に含まれている他事業者が提供する旅行サービスによる場合においては、ツアー参加中に同種の行為によって生じた傷害に対しての補償金等の支払いは、当該事業者の責任によるものとします。

- 1 旅行者が「別表第1」に定める運動を行っている間に生じた傷害。
- 2 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも練習を含みます）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます）をしている間に生じた傷害。
- 3 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害。

(補償金等を支払わない場合 その4)

第五条の二

当センターは、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- 2 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- 3 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- 4 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第三章 補償金等の種類及び支払額

(補償金の支払い)

第六条

当センターは、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として死亡、後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。以下同様とします）または入院・通院が生じた場合は、旅行者1名につき、加入する保険会社の規程に基づいた賠償のための補償金または見舞金等を、旅行者本人もしくは旅行者の法定相続人に支払うよう手続きを行います。

(ツアーに係る補償額)

第七条

- 1 ツアー契約を当センターの送迎により催行した場合の自動車事故に対する補償（注1）
人身傷害補償保険（事故による治療費、精神的損害、休業損害等の実損に対する補償）
搭乗者1名につき 3,000万円（最高）
- 2 国内旅行傷害保険（ツアー参加中の偶然な事故によるケガに対する補償）（注2）
傷害死亡保険金 200万円（事故発生日を含め180日以内）
傷害入院時一時保険金 6万円（事故発生日を含め180日以内）
事故のため入院し免責期間（4日）を超えて継続した場合、1事故につき1回を限度としてお支払いします）

救援者費用等保険金 100万円 (事故発生日を含め180日以内。

救援対象者(被保険者)が次のいずれかに該当したことにより、被保険者(※1)が親族(※2)のかけつけ費用等を負担した場合に、社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。

- ・救援対象者が搭乗している航空機・船舶の行方不明または遭難した場合
- ・事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
- ・外出中のケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合

(※1) この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族(※2)をいいます。

(※2) 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます)

- 3 ツアー中、ガイド個人が偶然の事故により、旅行者の身体の障害または旅行者の財物の滅失、汚損もしくははき損について、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償
個人普通傷害保険(賠償責任危険担保特約)
補償金額 3,000万円 (最高)

注1 旅行者がツアー催行に自身のレンタカーまたは自家用車等を利用する場合は、自動車事故についての補償は、旅行者とレンタカー会社もしくは当該自動車の所有者が契約している保険の規程によります。

注2 旅行者がツアー申し込み時に当センターが契約している「旅行傷害保険」を利用する場合の補償内容は、企画回答時に要点を説明し、または企画書面に示します。
詳細は、ツアー契約お申し込みの際に当センターまで直接お問い合わせください。

第四章 事故の発生及び補償金等の請求の手續

(傷害程度等に関する説明等の請求)

第八条

- 1 旅行者が第一条の傷害を被ったときは、当センターは、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体の診療若しくは死体の検案を求めることがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。
- 2 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当センターの関知しない事由により第一条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当センターに対し、当該事故の日から7日以内に報告しなければなりません。
- 3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当センターの認める正当な理由なく前二項の規定に違反したとき又はその説明若しくは報告につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当センターは、補償金等を支払いません。

(補償金等の請求)

第九条

- 1 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当センターに対し、該当する保険会社の要求する所定の請求書及び書類等を提出しなければなりません。
- 2 当センターは、前項以外の書類の提出を求めること又は前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- 3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したとき又は提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当センターは、補償金等を支払いません。
- 4 第一条の傷害、損害に対し、旅行者に保険金を支払われるべき他の保険契約がある場合は、当センターは支払うべき補償金等の額を減額することがあります。

(代位)

第十条

当センターが補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその法定相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当センターに移転しません。

第五章 携帯品損害補償

(当社の支払責任)

第十一条

当センターは、当センターが実施するツアーに参加する旅行者が、そのツアー参加中に生じた「ガイドツアー約款」第二十八条第1項に定める当センターの責任によってその所有の身の回り品(以下「補償対象品」といいます)に損害を被ったときに、本章の規定により、携帯品損害補償金(以下「損害補償金」といいます)を支払います。

(損害補償金を支払わない場合)

第十二条

1 当センターは、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- 一 旅行者の故意。
- 二 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。
- 三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。
- 四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。
- 五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。
- 六 差押え、徴発、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使。
ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- 七 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
- 八 補償対象品の自然の消耗、さび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。
- 九 単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害。
- 十 補償対象品である液体の流出。
ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
- 十一 補償対象品の置き忘れ又は紛失。
- 十二 第三条第1項第九号から第十二号までに掲げる事由。

2 当センターは、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しても、損害補償金を支払いません。

- 一 地震、噴火又は津波。
- 二 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

第十二条の二

当センターは、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。
- 二 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- 三 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- 四 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(補償対象品及びその範囲)

第十三条

1 補償対象品は、旅行者がツアー参加中に携行するその所有の身の回り品に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

- 一 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手、その他これらに準ずるもの。
- 二 クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、その他これらに準ずるもの。
- 三 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク、USBメモリ、ハードディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたデータを含みます）。
- 四 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます）及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品。
- 五 山岳登山用具、探検用具、その他これらに類するもの。
- 六 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの。
- 七 動物及び植物。
- 八 その他、当センターがあらかじめ指定するもの。

（損害額及び損害補償金の支払額）

第十四条

- 1 当センターが損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費及び次条第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。
- 2 補償対象品の1個又は1対についての損害額が10万円を超えるときは、当センターは、そのものの損害の額を10万円とみなして前項の規定を適用します。
- 3 当センターが支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して、加入する保険会社の規程に基づいた補償額とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3千円を超えない場合は、当センターは損害補償金を支払いません。

（損害の防止等）

第十五条

- 1 旅行者は、補償対象品について第十一条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。
 - 一 損害の防止軽減に努めること。
 - 二 損害の程度、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当センターに通知すること。
 - 三 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。
- 2 当センターは、旅行者が正当な理由なく前項第一号に違反したときは、防止軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第二号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第三号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 3 当センターは、次に掲げる費用を支払います。
 - 一 第1項第一号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうちで、当センターが必要又は有益であったと認めたもの
 - 二 第1項第三号に規定する手続のために、当センターとして必要な費用

（損害補償金の請求）

第十六条

- 1 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当センターに対し、該当する保険会社の要求する所定の請求書及び書類等を提出しなければなりません。
- 2 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき（第三者をしてなさしめたときも、同様とします）は、当センターは、損害補償金を支払いません。

(保険契約がある場合)

第十七条

第十一条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当センターは、当センターが支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

(代位)

第十八条

当センターが損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当センターが旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当センターに移転します。

別表第1 (第五条第1号関係 補償金等を支払わない行為例)

山岳登山 (ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、
海や川での遊泳・釣り、スノーケリング、スキューバダイビング、シーカヤック、サーフィン等の
マリンアクティビティ、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、
超軽量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等) 搭乗、
ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

ガイドツアー約款

Yambaru Visitor Centre (やんばるビジターセンター)

平成19年1月30日 実施

平成26年9月 1日 改定

平成27年9月 1日 改定

令和6年1月1日 改定